

介護職員等特定処遇改善加算見える化にかかる情報公開（見える化要件）

- 現行の処遇改善Ⅰ～Ⅲのいずれかを取得している。
- 職場環境等要件に関して複数の取り組みを行っている。

C) 処遇改善に基づく取り組みについてホームページ等を通じた見える化を行っている。

上記の3つの要件を満たしている必要があります。

賃金改善以外の処遇改善に関する具体的な取り組みについて以下の通り公表いたします。

入職促進に向けた取り組み	<ul style="list-style-type: none"> ・法人や事業所の経営理念や支援方針、人材育成方針、その実現のための施策、取り組みの明確化。 ・他産業からの転職者、主婦層、中高年齢者等、経験者、有資格者に拘らない幅広い採用の仕組みの構築。
資質の向上やキャリアアップに向けた支援	<ul style="list-style-type: none"> ・働きながら国家資格などの資格取得、研修受講支援等 ・研修の受講やキャリア段位制度 ・上位者、担当者によるキャリア相談などキャリアアップなどに関する定期的な相談の機会の確保。
両立支援、多様な働き方の推進	<ul style="list-style-type: none"> ・子育てや家族等の介護と仕事の両立を目指せる環境整備。 ・職員の事情等、状況に応じたシフト調整、正社員への転換の整備。 ・有給休暇が取得しやすい環境 ・障害を有する者でも働きやすい職場環境
腰痛を含む、心身の健康管理	
生産性向上のための業務改善の取り組み	<ul style="list-style-type: none"> ・5S（整理、整頓、清掃、清潔など）の実践 ・業務手順書の作成や記録、報告様式の工夫等による情報共有や作業負担の軽減。
やりがい、働きがいの構成	<ul style="list-style-type: none"> ・ミーティングなどによる職場内コミュニケーションの円滑化による個々の福祉、介護職員の気づきを踏まえた勤務環境や支援内容の改善。 ・支援の好事例や利用者やその家族からの謝意等の情報を共有する機会の提供。

更新日（令和5年4月）すりー

ぴーす